

松山地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 損害賠償請求事件

国側当事者・国

平成20年10月20日棄却・確定

判 示 事 項

不服申立制度に基づいて行った申立てに対して回答しないこと及び制度上回答の義務がないものであれば不服申立制度に不備があり、課税庁が改善せずに運用したことは不法行為であり、精神的苦痛を被ったとする納税者の主張が、どのような法的根拠に基づいて、どのような内容の不服申立てをしたのか明らかにしないのであり、違法性についての主張がなされておらず失当であるとして排斥された事例

判 決 要 旨

省略

判	決
原告	甲
被告	国
同代表者法務大臣	森 英介
同指定代理人	伊東 司郎
同	小林 一秋
同	大西 耕司
同	中島 剛志
同	岡田 知美
同	松澤 悟
同	浪越 吉則
同	池見 融
同	河野 康

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、10万円を支払え。

第2 事案の概要

本件は、原告が、原告は、八幡浜税務署が平成9年6月に行った相続税の調査結果について、そのころ不服申立制度に基づく不服申立てを行ったが、同署職員から「待ってくれ」と言われて回答を引き延ばされ、その後最近になって高松国税局から「回答の義務がない」との回答があったが、不服申立制度に基づいて行った申立てに対して回答をしないことは

不法行為であると主張し、また、制度上回答の義務がないものであれば不服申立制度に不備があり、被告が改善せずに運用したことは不法行為であると主張し、被告の上記不法行為により精神的苦痛を被ったとして、被告に対し、国家賠償法1条1項に基づき損害賠償を請求した事案である。

第3 判断

【判示】

1 原告は、不服申立制度に基づいて行った申立てに対して回答をしないことは不法行為であり、この不法行為により精神的苦痛を被ったと主張する。

しかし、原告は、どのような法的根拠に基づいて、どのような内容の不服申立てをしたのかを明らかにしないのであり、違法性についての主張がなされていないものというべきであるから、上記不法行為の主張は主張自体失当である。

2 原告は、制度上回答の義務がないものであれば不服申立制度に不備があり、被告が改善せずに運用したことは不法行為であり、この不法行為により精神的苦痛を被ったと主張する。

しかし、原告は、どのような法的根拠に基づいて、どのような内容の不服申立てをしたのかを明らかにしないのであり、違法性についての主張がなされていないものというべきであるから、上記不法行為の主張は主張自体失当である。

第4 結論

以上によれば、原告の請求は理由がないからこれを棄却することとし、訴訟費用の負担について民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。

松山地方裁判所民事第1部

裁判官 山本 剛史